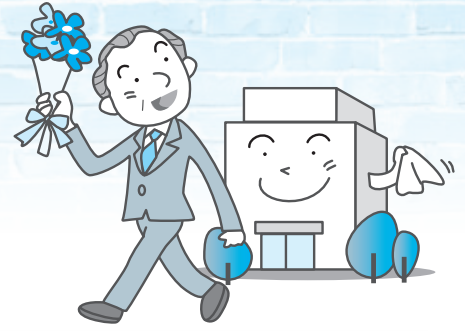


退職後の年金請求について

平成24年3月末退職のみなさんへ



退職時に年金を請求できる方 (60歳を過ぎている方)



退職後、4月中旬までに請求していただいた場合、「年金証書・年金改定証書（退職改定時）」等は各個人宛に、6月10日頃に郵送する予定となっています。

初めて退職共済年金を請求される方、また、すでに在職中に請求していただいている方も必要な書類を添えて、退職共済年金の決定・改定請求を行ってください。

*必要添付書類は、各所属所事務担当者または共済組合年金課（☎086-225-7840）へお問い合わせください。

初回の年金受取日は、平成24年6月15日（4月・5月分）となります。

老齢基礎年金の繰り上げを希望される場合は最寄りの年金事務所へご相談ください。

なお、65歳前に定額部分が支給される方（特定消防組合員等）が老齢基礎年金の繰り上げを考えられている場合は、共済組合年金課へご相談ください。

退職時60歳未満の方



●年金請求のご案内（請求書等）を直接送付いたしますので、退職後に住所や氏名の変更があった場合は、共済組合年金課までご連絡ください。

●在職中に障害共済年金が決定されて在職停止になっている方は、退職時に「在職停止解除申請書」の提出が必要になります。

☆今後の法改正等により、年金制度等が変わる場合がありますので、随時共済組合のホームページ等でご確認ください。

お問い合わせ：年金課 ☎ 086-225-7840